

どうしても産みたい

生殖医療進まめ議論

空知管内の美咲さん(26) Ⅱ仮名Ⅱは3月、スマートフォンで見たニュースが目がき付けた。 「国内初、匿名第三者卵子で出産」。病気のため自分の卵子で妊娠できない女性が女性を産んだという。 「こんな技術があるの」。美咲さんには、希望に映った。

美咲さんは先天的な性染色体異常で卵子がない「ターナー症候群」。高校時代に医療機関で受診して分か

った。妊娠は難しいと言われた。夫(30)とは職場で出会い、2年前に結婚した。夫は「2人で生きていく」と言ってくれた。自分の疾患のため諦めていた結婚。それが実現すると、今度は子どもという「新たな幸せ」を求めたくなった。

を介在した妊娠に、嫌悪感を示す書き込みもあった。 『産めない』私の苦しさは 『産める』人には絶対に分らない。技術を使いたいと願う人の権利を、誰も奪うことはできない。美咲さんは今、受診の条件が緩く

費用も安い台湾で卵子提供を受けることを検討する。 米国での卵子提供を望む日本人夫婦の仲介を手がけるIFC(米国)。1995年の開業以来、同社を通じて出産した夫婦は約1100組、うち約20組は道内

からだ。多くが加齢による「卵子老化」で妊娠が難しくなったケースだった。 55歳までの女性が受けられ「日本でできない治療を求めて訪れる夫婦は年々増えている」と同社の川田ゆかり社長Ⅱ函館出身Ⅱ。体外受精の受精卵を子宮に戻す前に染色体の異常の有無を調べる「着床前全染色体診断」や男女の産み分けなど、米国で通常医療とされる技術も受けられる。

川田社長は問う。「技術はある。それを『選べない』のと『選ばない』のは全く違う。選択肢が提示された上で夫婦が決断する。それが、本当の意味での『幸せ追求』ではないか」



台湾で卵子提供を受けることについて、美咲さんはもっぱらスマートフォンで情報収集している

(医療の選択など) ②家族や親密な人間関係に関する事(同性愛など) ③ライフスタイルに関する事(髪形や趣味など) ④性や生殖に関する事(墮胎や出産など) 一が挙げられる。 範囲が広いと、どの程度認められるかは議論がある。生殖医療や遺伝子技術を巡っては、2000~05年に開かれた衆院憲法調査会でも大きな議論となり『生命の尊厳を侵害する生命の操作の禁止』を憲法に明記すべきだ』など一定の規制を求める意見が出た。

憲法はどこへ

第3部

どう考えますか 生と死

①

【憲法13条】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法13条は「最も重要な条文」とも言われる。一人一人を自律した個人として最大限尊重するという憲法の理念を示したもので、自分が決めた幸福を追い求める「幸福追求権」を保障する。幸福追求という言葉は抽象的だが、他の条文で明記されていない権利や自由を包括的にカバーするものと考えられている。 生き方などを自分で決める「自己決定権」も幸福追求権の一部とするのが一般的だ。自己決定権の範囲としては①自己の生命・身体の処分に關わる事

83年に国内で初めて体外受精による出産が成功して以降、生殖医療は猛烈なスピードで進化した。第三者が介する生殖医療には、親

子関係が法的に不安定になるほか、子の出自を知る権利をどう考えるかなど多くの課題がある。憲法制定時は想定し得なかったことだ。北大の石井哲也教授(生命倫理)は「憲法13条の幸福追求権を考える時には『公共の福祉に反しない限り』という言葉が重要。生殖医療において、何が『公共の福祉に反する』のか議論されないまま技術が独り歩きしている」と指摘する。

札幌市中央区の女性(39)は「妊活」(妊娠に向けた準備活動)のため4年前に出版社を退職した。サプリメントや酸素カプセル…妊娠しやすくなると言われれば全て試した。不妊治療は2年前に開始。人工授精、体外受精と進んだが妊娠反応はなかった。「行きつく先は卵子提供? どこまで求めたらいいんだろう」

諏訪マタニティクリニック(長野県)の根津八紘院長(75)は「医療技術は目の前の患者を助けるために進歩してきた。医療の限度を誰が決めることができるのか」と語る。日本産科婦人科学会が認めていない代

連載にご意見や感想をお寄せ下さい。住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、〒060・8711(住所不要)北海道新聞報道センター「憲法はどこへ」係へ。電子メールkenpo2016@hokkaido-np.co.jpとファクス011・210・5592でも受け付けます。

理出産(2011年から休止)や第三者の精子・卵子提供による体外受精を独自のガイドラインで実施する。「時代が変わり新しい選択肢が出てくれば、それを求める人が出てくる。医療の問題以上に、それぞれの人生の選択の問題だ」

◆ 生殖医療やがん治療、終末期医療…。生や死を巡り私たちは今、ひと昔前には想像もつかなかった膨大な選択肢から「自己決定」を迫られる。より幸せであろうとする決定を支えるのは、憲法13条が保障する「幸福追求権」だ。人は、どこまで望みをかなえれば幸せなのか、限界はないのか。考えた。(報道センターの根岸寛子と森貴子が担当し、4回連載します)